

市町村障害保健福祉主管課長等会議

平成23年7月13日（水）午後1：30～
沖縄県総合福祉センター・ゆいホール

【内容】

- I 平成23年10月に施行される事項について
- II 平成24年4月に施行される事項について
- III 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行について
- IV その他

I 平成23年10月に施行される事項について

1 同行援護について

※参照すべき資料

- ・ 同行援護について（平成23年6月20日付事務連絡：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係）
- ・ 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日：厚生労働省障害福祉課/地域移行・障害児支援室）P78～P92

(1) 同行援護の定義（新障害者自立支援法第5条第4項）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(2) 同行援護のサービス内容（案）

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(3) 同行援護の対象者の基準（案）

「同行援護」対象者の要件としては、障害程度区分を用いず、支給対象者を特定するための独自の評価指標（上記事務連絡の別紙1「同行援護アセスメント票(案)」及び別紙2「同行援護対象者(夜盲等)に係る意見書(案)」)を新たに設け、この基準を満たす者とする。

具体的には、次のとおり。

前提：身体障害者手帳の交付を受けた障害者及びこれに相当する程度の障害を有する児童

<身体介護を伴わない場合>

別紙1の「同行援護アセスメント票(案)」の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

<身体介護を伴う場合>

「身体介護を伴わない場合」の要件に加え、次の要件のいずれも満たすこと。
(居宅介護における通院等介助において、「身体介護を伴う場合」の報酬単価を算定する場合と同じ要件)

- ・ 障害程度区分が2以上に該当していること。
- ・ 障害程度区分の認定調査項目（区分省令別表第1の認定調査票）のうち、「歩行（2-5）」「移乗（2-6）」「移動（2-7）」「排尿（4-5）」「排便（4-6）」のいずれか1つが「できる」以外と認定されていること。

(4) 国庫負担基準（案）

9, 890単位（障害程度区分の有無や程度にかかわらず。）

(5) 移動支援（地域生活支援事業）と同行援護（自立支援給付）の関係

※ 現行の移動支援の対象となる視覚障害者のうち、「同行援護の対象となる者」は同行援護を利用し、「対象とならない者」については、引き続き移動支援を利用することとなる。

※ 知的障害者・精神障害者への支援やグループ支援型のように、同行援護では対応できない移動支援類型などについても、そのサービス水準が低下されることなく、引き続き移動支援で提供すること。（厚生労働省から周知予定）

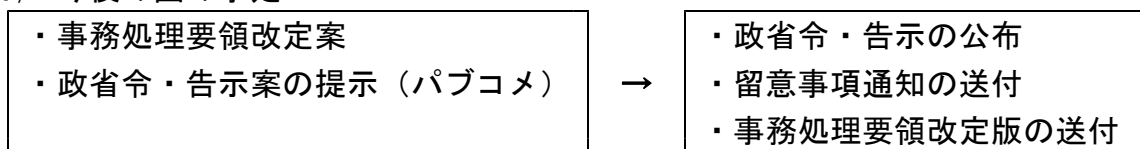
※ 制度施行時において、地域によって同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、引き続き地域生活支援事業を柔軟に活用し、移動に支援を要する者へのサービスの停滞がないよう配慮すること。（厚生労働省から周知予定）

(6) その他

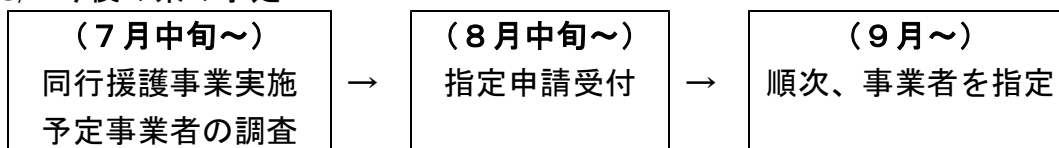
介護保険対象者であっても、障害者自立支援法において新たに創設される同行援護のサービスを利用できることを自治体に周知する予定（行動援護等と同様の取扱い）。

【参照】平成19年3月28日付障企発0328002号障障発0328002号「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1(2)②イを準用

(7) 今後の国の予定



(8) 今後の県の予定



(9) 市町村の作業

- ① 対象者の把握（移動支援事業を利用している視覚障害者等）
- ② 対象者に対する周知、支給申請の勧奨
- ③ 給付費支払いシステムの改修
- ④ 支給申請規則等の改正（申請書、受給者証の様式の変更等）
- ⑤ 移動支援事業の委託先等に対して同行援護事業の指定申請を勧奨
- ⑥ 支給申請者に対する訪問調査等
 - ・身体介護を伴わない場合：アセスメント票
 - ・身体介護を伴う場合：アセスメント票＋障害程度区分の認定
- ⑦ 支給決定手続き

2 グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について

(1) 内容

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。特定障害者特別給付費（いわゆる補足給付）として給付する。

○新障害者自立支援法

（特定障害者特別給付費の支給）

第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項及び同条第1項において「共同生活住居」という。）に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

- 2 第29条第2項及び第5項から第8項までの規定は、特定障害者特別給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、特定障害者特別給付費の支給及び指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者の特定障害者特別給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(2) 支給対象者

共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）

(3) 対象経費 支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

(4) 支給額（月額）

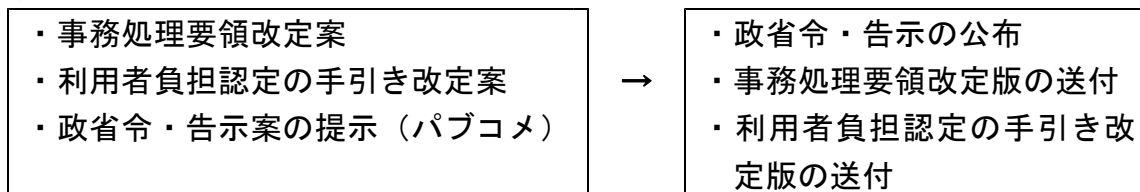
1万円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

※ 月の途中で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定→支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は実際に支払った額を支給（金額については、利用者の契約書等で確認する必要がある。）

(5) 支給方法

事業者による代理受領（この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様に翌々月。10月分は12月に支払う。）

(6) 今後の国の予定



(7) 市町村の作業

- ① 対象者の把握（GH・CH利用者（市町村民税課税世帯を除く））
- ② 対象者に対する周知、支給申請の勧奨
- ③ 事業者に対する協力依頼（対象者への周知、支給申請に係る支援）
- ④ 給付費支払いシステムの改修
- ⑤ 支給申請規則等の改正（申請書、受給者証の様式の変更等）
- ⑥ 支給決定手続き

3 障害者自立支援給付費支払システムについて

- 障害者自立支援法等の一部改正及び平成24年4月に予定されている報酬改定に伴い、今後、国保中央会において、障害者自立支援給付費支払システムの改修が行われる予定
- 今年度想定されるシステムの改修
 - ① 平成23年10月1日施行予定のもの
GH・CH利用助成、同行援護の創設
 - ② 平成24年4月1日施行予定のもの
相談支援の充実、障害児支援の強化等
 - ③ 平成24年4月に予定されている報酬改定に係るもの
- 市町村においては、これらの変更内容を踏まえたシステム改修経費の確保等、必要な措置を講じていただきたい。

※ 平成23年10月1日施行分に係るインターフェース仕様書（案）は、各市町村あて送付済み。

Ⅱ 平成24年4月に施行される事項について

- 平成24年4月1日は、相談支援体制の充実、障害児支援の強化、利用者負担の軽減等の施行が予定されている。
- 今回、平成23年6月30日に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議で示されたのは、相談支援体制の充実、障害支援の強化に関する、事業所の指定基準やサービス内容等の**基本的な枠組み案**である。
この基本的枠組み案については、現在パブリックコメントの募集が行われており、今後、必要な修正が加えられる予定である。
- また、今回の基本的な枠組み案で示された、予算や報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものとされており、平成24年度の国家予算編成課程等において、検討、決定されるとのこと。

※参照すべき資料

- ・ 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日：厚生労働省障害福祉課/地域移行・障害児支援室）P23～P77

【今後の予定】

- | | |
|------------|------------------------------|
| 平成23年6月30日 | 基本的枠組み案の公表、意見募集開始（パブコメ） |
| 7月29日 | 意見募集締め切り →意見募集の詳細は、「厚生労働省HP」 |
| 8月～9月頃 | 意見等を踏まえ組み案修正、更に詳細な内容を公表 |
| 10月目途 | 事業所に係る指定基準省令案、最低基準省令案等の提示 |

Ⅲ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行について

- 平成23年6月17日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立（平成24年10月施行）

※参照すべき資料

- ・ 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日：厚生労働省障害福祉課/地域移行・障害児支援室）P93～P97
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（平成23年6月24日社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）

Ⅳ その他

○全国障害児・者等実態調査（仮称）について

今年度、秋頃実施予定

※参照すべき資料

- ・ 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日：厚生労働省企画課）P5～P36

<正誤表>

○障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日：厚生労働省障害福祉課/地域移行・障害児支援室）

【修正箇所】

- P. 8 1 同行援護の対象者の基準
◇身体介護を伴う場合
正) いずれか1つが 誤) いずれも
- P. 8 3 (注)夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合
夜間もしくは早朝の場合
正) +25/100 誤) ×25/100
深夜の場合
正) +50/100 誤) ×50/100
(注)特定事業所加算
特定事業所加算(Ⅰ)
正) +20/100 誤) ×20/100
特定事業所加算(Ⅱ)
正) +10/100 誤) ×10/100
特定事業所加算(Ⅲ)
正) +10/100 誤) ×10/100
(注)特別地域加算
正) +15/100 誤) ×15/100

以上